小作爭議調査表

No. 129

（月報番號第一七八號）

（昭和九年十一月分）

項目	内容
場所	糸島郡前原町大字加布里字千早新田
關係人員	地主 入江政雄 小作人 木下幸太郎
地主關係團体	ナシ
原因	地主は前地主より昭和九年五月購入したる者なるも長男[illegible]に耕作せしめんと計画し小作人に対し土地返還を要求し小作人之に応ぜざるに因る。
要求事項	土地返還要求
經過	小作人応ぜざる為地主は長男に命じ小作人に無断耕作せしめ籾を蒔きたり、之に対し小作人は憤慨し組合に指導を依頼し抗争せんとしたる処地主も事件拡大せん事を驚き直ちに解決を希望したる結果円満に左条件にて解決せり 小作人は組合の指導を中止し
發生	昭和九年一一月二六日
終熄	昭和〃年〃月二八日
關係地種類面積	田 一反歩
小作人關係團体	日農糸島郡聯合会

結果	備考
一、昭和九年度小作料は現場見籾の坪刈分けとすること、但し二分は小作人の負担とす。 二、本年度小作米納入と同時に前年度の不足米は本年に限り二俵を納め、残六俵は昭和十三年度小作米と同時に納入のこと 三、小作人側は室伝喜三郎出張の上指導し地主は代理人田中周平一切の交渉に応ず	

財團法人 協調會福岡出張所